

原子力規制委員会委員長 山中伸介様

平和と民主主義をめざす全国交歓会(ZENKO)・関電前プロジェクト

大阪市城東区蒲生1丁目6-21 LAGセンター

TEL/FAX 06-6934-8512

本件の担当 秋野恭子 090-1588-6351

能登半島地震の被災実態を踏まえ、原発の停止を求めます

4月22日、「原子力災害対策指針」を見直すための検討チームの会合が行われ、大量の放射性物質が原発の外に漏出するようなレベルの事故は想定しないこと、屋内退避は有効な手段として議論する（4/22東京新聞）とありました。

しかし、能登半島地震では、「原子力災害対策指針」に基づく自治体の原子力防災計画（避難計画）では住民を守るために役に立たないことが改めて露呈しています。

1月17日に開催された原子力規制委員会で行われた議論では、家屋倒壊が多数発生するような地震等と原子力災害の複合災害に際しては、人命最優先の観点から、「自然災害への安全が確保されたあとに原子力災害に対応すること」と示され、「原子力規制庁として能登半島地震を踏まえて原子力災害対策指針を見直すことは考えていない」「すでに原発が稼働しているところでは地域防災計画がきちんと立てられていて、施設整備も進んでいる。半島のようなところもあるし、孤立化も考えて、船や航空機による避難も考えられている」など、避難の手段や屋内待避の施設は確保されているという認識が示されました。（NHK 4/22 WEBから）

しかし、その後のNHKの取材によると国が対策の「大前提」としている取り組みすら進んでいない実態が明らかになっています（防災計画や避難計画などに具体的な考え方を安全確保策明記は19道府県中6道県のみ）。能登地震でも海路、陸路の避難路が破壊され、ヘリコプターによる避難には、着陸場所の確保が進んでいないことが、被災地の自治体から指摘されました。

「原子力災害対策指針」の中での「屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮蔽することにより被ばくの低減を図る防護措置である。」とありますが、能登半島地震では避難所が機能せず、道路の寸断などで、「孤立状態にある住民は1月7日時点で少なくとも2300人以上。緊急道が寸断された周辺地域で孤立集落が相次ぎ、支援の手が届きにくい状況」（1/8日本経済新聞）となっていました。倒壊した家屋では放射線被ばくを避ける事は不可能です。

6/17最高裁判決では、「福島原発事故は国の責任ではない」との判決がだされました。つまり、原発事故は想定外に起きることを認識したということです。今後も想定できない状況に陥る原発を、避難計画さえおぼつかない中、稼働してよいのでしょうか。上記の内容を踏まえて要望と質問をいたします。

- 1、能登半島地震のような大規模な地震による原発事故が起こると、避難が困難な状況では放射能被ばくを避けることができません。「原子力災害対策指針」に機能する避難計画を策定、確認されるまで原発を停止してください。
- 2、能登半島地震では海域内の未知の断層が動いた、とされています。調査を海側にも範囲を広げてください。
- 3、「自然災害への安全が確保の後に原子力災害に対応すること」とありますが、原子力災害対策指針「原子力災害対策は一般災害と全く独立した災害対策を講ずるのではなく、一般的な災害対策と連携して対応していく必要がある。」（「原子力対策指針4P」と矛盾すると思われます。また「自然災害への安全が確保の後に原子力災害に対応すること」とは、大規模災害時には原発事故による放射線被曝を一定程度許容する、という表明であり、住民の、被曝させられない人格権を国が否定することです。撤回してください。